

双葉こども園 園則兼運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人双葉幼児園が設置経営する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 双葉こども園
- (2) 所在地 長崎県佐世保市広田3丁目31-11

(施設の目的及び運営方針)

第2条 双葉こども園(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児、保育を必要とする幼児以外の幼児を受け入れ、入所児童が、明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されることを目的として教育・保育事業を行う。

2 当園は、佐世保市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年佐世保市条例第107号)、その他関係法令を遵守し、教育・保育事業を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 当園に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、入所児童の状況等により、年度途中の職員の員数は変動することがあり得る。

- (1) 園長 1名(常勤専任)
教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
- (2) 副園長 1名(常勤専従)
園長を補佐し教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営に協力を行う。
- (3) 教頭 1名(常勤専従)
園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。保育計画の立案や支給認定保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育教諭等を統括する。
- (4) 主幹保育教諭 2名(常勤専従)
教頭を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。
- (5) 副主幹保育教諭 1名以上(常勤専従)
任期制の職務で、保育教育の実践の指揮をする。必要に応じて園児に教育・保育を実施する。また、保育教育の質の向上を実施する。
- (6) 保育教諭 20名以上(常勤10名以上 非常勤5名以上)(主幹保育教諭、副主幹保育教諭を含む)
教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
- (7) 准看護師 1名(常勤専従)

子どもの健康管理と園全般の環境衛生管理に関する指導助言を行う。

- (8) 栄養士(調理員兼務) 1名以上(常勤専従)
園の給食の献立を作成し、食育計画を立てる。
- (9) 調理員 2名以上(常勤1名以上)
献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (10) みなし保育教諭 1名以上(常勤的非常勤)
保育教諭の助手としての保育業務を行う。
- (11) 学校医 1名
園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- (12) 学校歯科医 1名
園児の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- (13) 学校薬剤師 1名
園保健計画の立案への参与。環境衛生検査、環境衛生の維持及び改善、使用する医薬品等の管理に関し必要な指導助言等を行う。

(提供する教育・保育の内容)

第4条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

2 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。

- (1) 一時預かり事業
- (2) 障がい児保育
- (3) 食事の提供
- (4) 延長保育

(利用定員)

第5条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども(保育を必要とする3歳以上児以外の3歳以上児。以下「1号認定子ども」という。) 15人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。) 55人
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 35人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 20人

(学年及び学期)

第6条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の4学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から5月31日まで
- 第2学期 6月1日から8月31日まで
- 第3学期 9月1日から12月31日まで
- 第4学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

第7条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から31日まで、及び1月2日から3日まで)及び祝祭日を除く。

2 1号認定子どもへの教育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日

(教育・保育を提供する時間)

第8条 当園の教育・保育提供時間は次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

月～金 8時30分から12時30分までとする。

ただし、12時30分から17時までの範囲以内で預かり保育・延長保育を実施する・

- (2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前6時50分から午後5時50分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間(11時間)から開所時間の間に延長保育を提供する。

- (3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間(8時間)から開所時間の間に延長保育を提供する。

- (4) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土 午前6時50分から午後7時00分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、当園に支払うものとする。

- 2 別表①-1、別表①-2および別表②、別表③に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第10条 当園は、市町村から支給認定を受けた1号認定子どもの保護者から当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合。
 - (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- 2 入園希望者が利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
 - (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
 - (2) 当園の保育教育方針を理解、賛同する者は、前号の次に優先して入園させる。
 - (3) その他の者は先着順（抽選、面接等）により選考し、入園させる。
 - 3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
 - 4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
 - 5 転園及び退園又は休園しようとする1号認定子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
 - 6 当園の利用2号認定子ども及び3号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法施行令第1条の規定に該当せず、市町村が認定を取り消したとき。
 - (2) 支給認定保護者から当園の取り消しの申し出があったとき。
 - (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めた時。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

(子どもの成長発達の評価)

第11条 満3歳以上の各学年の課程の修了は、園児の年齢相応の発達を、当園保育教育課程に沿って評価し、学年末において記録する。

(修了)

第12条 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(緊急時における対応方法)

- 第13条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園医または園児の主治医に相談する等の措置を講じる。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、佐世保市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う

(非常災害対策)

- 第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施し記録を残し必要に応じ改善を行い実施する。

(虐待の防止のための措置)

- 第15条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、佐世保市子ども支援課及び子ども子育て応援センター等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

- 第16条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
 - 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

- 第17条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のための委員会(危機管理委員会)の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 当園は、認定こども園食物アレルギー対応マニュアルを策定し、適切な対応に努める。
- 4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故を含む)については、佐世保市子ども支援課に報告する。

(健康管理・衛生管理)

第18条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。なお、調乳を行う保育士にあっても、毎月検便を実施するものとする。
- 3 当園は感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

第19条 当園は、障がいや発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第20条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、当園が定める保育課程に沿って保育を提供する。また定期的に教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

(秘密の保持)

第21条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

- 2 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(地域との交流)

第22条 当園は、常に地域との交流に努め、当園に対する理解と協力を得ることにより、入園児童が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

(文書の管理等)

第23条 当園は、施設、職員、設備、会計等に関する諸記録の整備を適正に行い、その保存

期間は別表4の通りとする。

附則

この園則兼運営規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この園則兼運営規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この園則兼運営規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この園則兼運営規程は、令和6年4月1日から施行する。